

# すこやか

南原小学校  
保健だより  
令和7年5月30日  
NO. 3

6月ほけんもくひょう

は <sup>たいせつ</sup> 歯を大切にしよう

## 「学校感染症」にかかってしまったら



学校は集団生活の場なので、感染が急速に拡大しやすくなります。そのため、以下の感染症にかかった場合には「出席停止」となります。出席停止期間は欠席扱いにはなりませんのでゆっくり休養してください。

日光市では学校感染症の診断を受けたら、感染症の種類により保護者記入の「登校届」・医師記入の「意見書」のどちらかを再登校時に提出していただくことになっています。感染症の種類や様式についての詳細は、日光市 HP(インフルエンザ等の感染症と診断されて出席停止になったとき)や本校の HP でご確認ください。



医師が記入する

**意見書**



保護者が記入する

**登園・登校届**

麻しん(はしか)、風しん  
水痘(水ぼうそう)  
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)  
結核、咽頭結膜熱(プール熱)  
百日咳、流行性角結膜炎  
腸管出血性大腸菌感染症(O157 等)  
侵襲性髄膜炎菌感染症  
(髄膜炎菌性髄膜炎) 等

対象となる感染症

インフルエンザ  
新型コロナウイルス感染症  
溶連菌感染症、手足口病  
マイコプラズマ感染症  
伝染性紅斑(りんご病)  
ウイルス性胃腸炎  
(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)、  
ヘルパンギーナ、RSウイルス感染症  
带状疱疹しん、突発性発しん 等

基本的には保護者の方に本校 HP から様式を印刷していただくようお願いしております。ご家庭で印刷が難しい方には学校で書類をお渡しすることも可能です。学校までお問い合わせ下さい。



書類について

出席停止期間を終え、登校する際に保護者の方に記入していただく書類をお渡ししています。記入後お子様を通じて学校へ提出ください。

